

今月の



隣に伝えたい 新たな言葉と概念

【医療観察法】

- 英 Medical Treatment and Supervision Act (MTSA), Act on Medical Care and Treatment for Persons Who Have Caused Serious Cases Under the Condition of Insanity
- 和 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
- 略 MTSA
- 類 心神喪失者等医療観察法

【用語の解説】

検察官からの申立てがなされると、鑑定を行う医療機関での入院等が行われるとともに、裁判官と精神保健審判員（必要な学識経験を有する医師）の各1名からなる合議体による審判で、本制度による処遇の要否と内容の決定が行われる。

審判の結果、医療観察法の入院による医療の決定を受けた人に対しては、厚生労働大臣が指定した医療機関（指定入院医療機関）において、手厚い専門的な医療の提供が行われるとともに、この入院期間中から、法務省所管の保護観察所に配置されている社会復帰調整官により、退院後の生活環境の調整が実施される。

また、医療観察法の通院による医療の決定（入院によらない医療を受けさせる旨の決定）を受けた人及び退院を許可された人については、保護観察所の社会復帰調整官が中心となって作成する処遇実施計画に基づいて、原則として3年間、地域において、厚生労働大臣が指定した医療機関（指定通院医療機関）による医療を受けることとなる。

なお、この通院期間中においては、保護観察所が中心となって、地域処遇に携わる関係機関と連携しながら、本制度による処遇の実施が進められる。

以上は、厚生労働省の Web

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sinsin/gaiyo.html
から引用、一部改変した（2016年9月15日）。

その他必要事項（本用語とつながりの深い専門分野、関連学会など）：日本司法精神医学会

（国立国際医療研究センター国府台病院 精神科 榎本 哲郎）

本誌395p に記載